

## 「社会受容性に配慮したプライバシー」をはじめとする人権尊重への取り組み

ICTの進展により、スマートフォンなどのモバイル端末も急速に普及しているなか、人権の尊重、個人情報保護やプライバシーへの配慮に対する関心が高まっています。

安全、安心、効率、公平な製品やサービスを提供するNECにとって、これらへの配慮を欠くことは大きなリスクともなります。一方、これらに配慮することは、お客さまはもとより、社会に対して信頼性の高いサービス・ソリューションを提供することにつながります。

そこでNECでは、「社会受容性に配慮したプライバシー」をESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」のひとつとして、人権の尊重を最優先とする事業活動を進めています。

### プライバシーへの配慮や人権の尊重を最優先に事業を推進

AIの社会実装や生体情報をはじめとするデータの利活用（以下、AIの利活用）は、人々の生活を豊かにする反面、その使い方によってはプライバシー侵害や差別などの人権課題を生み出す恐れがあります。NECは、2018年5月から施行されたEUの「一般データ保護規則（GDPR）」への対応にとどまらず、国・地域や文化によってとらえ方に違いのあるプライバシーや、AIの利活用によって助長される可能性のある差別などの人権課題に配慮した製品・サービスを開発・提供することで、社会への負の影響を最小化するだけでなく、その取り組みをとおして社会価値を最大化していきます。

AIの利活用に関する事業を推進するにあたり、当年度には、人権尊重の考え方に基づいた戦略策定・推進を行う組織として「デジタルトラスト推進本部」を新設し、2019年4月には、「NECグループ AIと人権に関するポリシー」

（以下、ポリシー）を制定しました。本ポリシーは、NECグループの役員および従業員一人ひとりが企業活動のすべての段階において人権の尊重を常に最優先なものとして念頭におき、それを行動に結びつける指針となるものです。



なお、本ポリシー制定にあたっては、デジタルトラスト推進本部が中心となり、技術部門、サステナビリティ推進部門、リスク管理部門、マーケティング部門、関連事業部門などと検討を行い、社外の有識者、NPO、生活者など、さまざまなステークホルダーとの対話を実施しました。

### 社内啓発や社外との連携・協働

AIの利活用に関する事業を推進するにあたり、プライバシーへの配慮や人権の尊重に対する意識・理解向上のため、社内啓発や社外との連携・協働にも積極的に取り組んでいます。

社内啓発としては、Web研修を実施したほか、社外から有識者（大学教授や弁護士をはじめとした専門家など）を招聘し、講演に加え、パネルディスカッションや質疑応答による対話を実施しました。社外との連携・協働としては、「NEC Safer Cities」が生み出す社会価値

をテーマとした対話（p.18）をはじめ、社外有識者（大学教授、弁護士など）や生活者と、AIの利活用とプライバシー・人権をテーマとした対話などを実施しました。

さらに個々の提案活動やプロモーション活動においては、それらの内容が社会受容性の高いものとなるよう、デジタルトラスト推進本部が中心となって、助言や支援を行い、全社一体となってプライバシーへの配慮や人権の尊重を最優先に事業を推進しています。

### バリューチェーン全体で課題に取り組む

プライバシーへの配慮はもとより、人権尊重に関する課題に取り組む方針として、NECは2015年に、「NECグループ人権方針」を策定しました。この方針に基づき、ステークホルダーとの対話と協議を進め、人権デュー・ディリジェンスを実行することで、購買から販売に至るバリューチェーン全体にわたって人権尊重の取り組みを推進しています。

当年度は、人事部門とサステナビリティ推進部門などで構成するタスクフォースで、人権デュー・ディリジェンス実行のための全社共通フレームワークを策定しました。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠しながら、当社および連結子会社の主要事業を対象とした人権影響評価に着手しました。

今後は、この人権影響評価の結果をふまえて重点人権課題を特定し、その重点課題への対処スキームを検討するなど、人権デュー・ディリジェンスの実行を継続して進めます。

### 現代奴隷防止への取り組み

NECでは、現代奴隷防止への取り組みの一環で、英国現代奴隷法に基づく、現代奴隷防止措置に関する宣言文を2017年から公表しています。

英国現代奴隷法54条は、英国法人だけでなく、一定の要件を満たす英国外の法人に対しても、自社およびそのサプライチェーンにおいて現代奴隷を防止するために講じた措置に関する宣言文を公表するよう義務づけていることから、当社は、取締役会の承認のもと、当年度もNECグループを代表して宣言文を公表しました。

当年度の主な取り組みは以下のとおりです。

#### NECグループにおける取り組み

- 経営幹部やグローバル事業幹部層向けの外部有識者による講演、全役員・全従業員向けのWeb研修に、英国現代奴隷法制定の背景や目的、当社の対応などを盛り込み、同法への理解・深耕をはかりました。

#### サプライチェーンにおける取り組み

- 調達取引先向けの「CSR・情報セキュリティ施策説明会」において、英国現代奴隷法の制定目的や内容、および、それをふまえた「NECグループ調達基本方針」「CSR調達ガイドライン」の改訂内容や当社の対応などを説明し、現代奴隷の防止を要請しました。



CSR・情報セキュリティ施策説明会

- 主要な調達取引先約200社にご協力いただき、強制労働の防止を含め、労働に関する人権の尊重への取り組み状況を確認するための人権サーベイを実施しました。また、調達取引先訪問時にサステナブル調達の要求事項への対応状況を点検するSVR（Supplier Visit Record）を実施する際、強制労働の有無に関する点検項目を盛り込みました。

詳しくはサステナビリティレポート2019「個人情報保護、プライバシー」「人権の尊重」「サプライチェーン・マネジメント」をご覧ください。